

令和6年度東吉野村障害者就労施設等からの物品等調達方針

(目的)

第1 この方針は、国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等（以下、「施設等」という。）で就労する障害者の自立の促進に資するため、本村が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、村内、吉野郡、近隣市町村施設、村内受給者がサービスの利用を行っている施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2 この方針の適用範囲は、村の全ての機関（以下「各機関」という。）が発注する物品等の調達とする。

(対象となる施設等)

第3 この方針の対象となる施設等とは、法第2条第2項から第4項までに規定する次のとおりとする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規程により、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

カ 法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

キ 在宅就業障害者

ク 在宅就業支援団体

(推進体制)

第4 施設等からの物品等の調達の推進にあたっては住民福祉課が統括し、全庁的に推進する。

(調達目標)

第5 物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、第6の規定に基づき、施設等からの調達の推進に努めるものとし、令和6年度の目標を5,000円以上とする。

(調達の推進)

第6 施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 障害者就労施設等からの調達機会増大の配慮

施設等からの物品等の調達にあたっては、次の観点について配慮する。

- ア 物品等の調達が新たに生じた場合は、施設等からの調達の可能性について検討すること。
- イ 物品等の調達について、施設等からの調達が可能となるよう、できる限り分離分割発注を行うなどの発注方法を考慮するとともに、履行期限及び発注量を考慮すること。
- ウ 機能及び規格等必要な事項について、施設等に対し十分な説明をすること。

(2) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定及び東吉野村契約規則第16条の2の規定による随意契約を積極的に活用する。

(3) その他

各機関が実施するイベント、各種行事等（委託事業含む）での記念品等の購入において、施設からの調達に努める。

(調達実績の集計・公表)

第7 各機関は、この方針に基づき、施設等からの物品の調達に積極的に取り組み、調達時毎に住民福祉課に報告する。調達実績については住民福祉課で集計し年度の終了後速やかに適宜広報媒体等により公表する。

(施行日)

第8 この方針は、令和6年7月11日から施行する。